

処 分 の 概 要	行政財産の使用許可の取消し
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	地方自治法 第238条の4第9項
法令(例規)番号	昭和22年法律第67号
所 管 部 署 名	総務部 財務グループ 契約財産担当
処分基準の内容	(行政財産の管理及び処分) 第238条の4 6 第1項の規定に違反する行為は、これを無効とする。  【美幌町財務規則】 (行政財産の使用) 第164条 5 使用者が使用許可の条件に違反したとき、財産管理者は直ちに使用の許可を取り消し、又は停止することができる。この場合において、使用者が損害をこうむることがあっても、町は、その責を負わない。 6 前項に規定するもののほか、公益上、町長が必要と認めるときは、いつでも使用の許可を取り消し、又は停止することができる。
	処分基準の未設定理由 ア：処分基準が法令の定めに尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考	

不利益処分の処分基準(個票)

(平成25年4月1日作成)

<p>処 分 の 概 要</p>	<p>行政財産の使用料の徴収</p>
<p>法令(例規)名及び 根 拠 条 項</p>	<p>行政財産使用料徴収条例 第1条</p>
<p>法令(例規)番号</p>	<p>平成21年美幌町条例第15号</p>
<p>所 管 部 署 名</p>	<p>総務部 財務グループ 契約財産担当</p>
<p>処分基準の内容</p>	<p>(趣旨)                  第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項の規定による行政財産の使用の許可を受けた者は、別に定めるものを除くほか、この条例の定めるところにより、使用料を納めなければならない。                  (土地の使用料)                  第2条 土地の使用許可に係る使用料は、当該土地の時価に100分の4(当該土地の使用期間が1月に満たない場合はあっては、100分の4.2)を乗じて得た額を年額とする。                  (建物の使用料)                  第3条 建物の使用許可に係る使用料は、次の各号の規定によって算出された額の合計額に100分の105を乗じて得た額(人の居住のための建物の使用(使用許可期間が1月に満たない場合を除く。)に当該使用許可面積を当該建物の延べ面積で除して得た数(小数点以下5位の数は、四捨五入とする。))を乗じて得た額をその年額とする。                  (1) 当該建物の時価に100分の4を乗じて得た額                  (2) 当該建物の複成価格の100分の80に相当する額を別表第1に定める耐用年数を除して得た額                  (3) 当該建物の占める土地の時価に100分の4を乗じて得た額(当該土地が通常の賃借料を負担する借地の場合にあっては、当該土地の部分の賃借料の年額)                  2 前項の規定にかかわらず、建物の壁面、天井裏等に簡易型携帯電話の基地局その他これに類するものを設置する場合における建物の使用許可に係る使用料は、1箇所当たり年額1,500円とする。                  (土地又は建物の使用料の特例)                  第4条 前2条の規定にかかわらず、自動販売機その他これに類するものを設置する場合における土地又は建物の使用許可に係る使用料は、1台当たり年額12,000円とする。                  (土地及び建物以外の行政財産の使用料)                  第5条 土地及び建物以外の行政財産の使用許可に係る使用料は、第3条の規定に準じて算定した額とする。                  (使用料の月割計算等)                  第6条 第2条から前条までの使用料は、当該使用許可の期間が1年に満たないときは又は1年に満たない期間があるときは当該期間については月割計算により、その期間が1月に満たないとき又は1月に満たない期間があるときは当該期間については日割計算により算定した額とする。                  (加算料金)                  第8条 行政財産を使用させる場合において、当該使用に関し次の各号に掲げる費用をその使用者に負担させることが相当であるときは、当該費用の額をその使用料の額に加算することができる。                  (1) 電気若しくは電力料金、水道料金又はガス料金                  (2) 暖冷房に要する経費                  (3) 火災保険料                  (4) その他必要な費用</p>

	処分基準の未設定理由 ア：処分基準が法令の定めに尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考	